

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画 (現行: 地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)
(事業者)

新モビリティサービス事業計画【新設】

(事業者)

地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(現行: 地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (現行: 地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス継続事業【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (現行: 地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣へ届出

国土交通大臣が認定

法律の特例措置 646

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

<独占禁止法特例法案において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置 (独占禁止法のカルテル規制の適用除外)